

## 銚子市外部公益通報に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る事務処理について定めるものとする。

(通報相談窓口の設置)

第2条 公益通報に係る受付及び公益通報に関連する相談の事務を行うため、総務課総務室に公益通報相談窓口（以下「外部通報相談窓口」という。）を設置する。

2 外部通報相談窓口は、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者及び下水道事業管理者並びにこれらに置かれる機関及び職員（以下「市の各機関」という。）が、法第2条第1項に規定する通報対象事実についての処分又は勧告等をする権限を有する行政機関となる場合の公益通報に関する受付

(2) 前号の公益通報に関連する相談

(通報の受付)

第3条 外部通報相談窓口は、公益通報及びこれに関連する相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける。

2 前項の規定にかかわらず、公益通報等が当該通報対象事実についての処分又は勧告等に関する事務を所掌する市の各機関の課等（これに相当する組織を含む。以下「担当課」という。）に直接行われた場合は、当該担当課が受け付けるものとする。

3 外部通報相談窓口又は担当課は、公益通報を受けたときは、公益通報者の秘密の保持に配慮しつつ、当該公益通報者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実を把握す

るとともに、公益通報者の秘密が保持されることを公益通報者に対し説明するものとする。

- 4 前項の規定は、公益通報に関連する相談を受けたときに準用する。ただし、相談者の氏名及び連絡先並びに通報対象事実を把握することは、要しない。

(教示)

第4条 外部通報相談窓口は、市の各機関が公益通報された通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該公益通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。ただし、担当課が教示した場合は、この限りでない。

(通報の受理)

第5条 外部通報相談窓口又は担当課は、受け付けた通報を公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、速やかに通知するものとする。

- 2 外部通報相談窓口又は担当課は、前項の規定により、受理した旨を通知するに当たっては、公益通報の受理から処理の終了までに見込まれる期間を示すよう努めるものとする。

- 3 外部通報相談窓口は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る担当課に事案を移送するものとする。

- 4 担当課は、公益通報を受理したときは、速やかに当該公益通報に係る事案を外部通報相談窓口へ報告するものとする。

(調査の実施)

第6条 担当課は、前条第1項の規定により公益通報を受理したとき及び同条第3項の規定により事案の移送を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。

- 2 担当課は、調査の実施に当たっては、公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

3 担当課は、調査の進捗状況について、外部通報相談窓口に報告するとともに、公益通報者に対し、適宜通知するよう努めるものとする。ただし、当該公益通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

4 前項本文の通知をするに当たっては、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮して行うものとする。

(調査結果の通知)

第7条 担当課は、前条第1項の規定による調査の結果について、外部通報相談窓口  
に報告するとともに、公益通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、当該  
公益通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

2 前条第4項の規定は、前項本文の通知について準用する。

(受理後の教示)

第8条 外部通報相談窓口又は担当課は、公益通報の受理後において、市の各機関以  
外の行政機関が当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権  
限を有することが明らかになったときは、当該公益通報者に対し、当該通報対象事  
実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を速やかに教示するもの  
とする。

(調査結果に基づく措置の実施)

第9条 担当課は、第6条第1項の規定による調査の結果、通報対象事実があると認  
めるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置をとるものとする。

(措置の通知)

第10条 担当課は、前条の規定により同条に規定する措置をとったときは、速やか  
にその旨を外部通報相談窓口  
に報告するとともに、公益通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、当該公益通報者が通知を望んでいないときは、通知を要しない。

2 第6条第4項の規定は、前項本文の通知について準用する。

(協力義務)

第11条 通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する担当課が複数ある場合には、当該担当課は、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(秘密保持の徹底及び利益相反関係の排除)

第12条 外部通報相談窓口及び担当課の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 外部通報相談窓口及び担当課の職員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹が公益通報等の対象となった行為に関連している場合は、当該公益通報等に係る事務に携わることができない。この場合において、当該職員は、直属の上司にその旨を申し出なければならない。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。